４ 高 第１０６９号

令和４年１０月２１日

介護保険施設等の長　様

二 本 松 市 長

（公印省略）

介護保険施設等における事故及び感染症等報告について（通知）

日ごろ、本市福祉行政につきましてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険施設等において発生した事故等につきましては、令和４年１月１３日付け３高第１４１５号により、福島県保健福祉部長通知（令和２年４月１日付け０２生福第１０１号）に準じてご報告いただいているところですが、福島県において様式の一部改正がありました。（令和４年３月３０日付け３生福第６６１５号通知）

つきましては、本市につきましても同様の取扱いとしますので、よろしくお願いいたします。

なお、報告様式以外の変更はありません。

また、報告書様式については、市ウェブサイトに掲載しております。

（ＵＲＬ：https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001883.html）

記

１　報告対象施設等

　　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護事業を行う事業所（軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護事業を行う事業所（軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅）、看護小規模多機能型居宅介護、通所事業を行う事業所、短期入所事業を行う事業所

２　事故等の報告について

（１）報告の対象とする事故等の内容

　　ア　火災の発生

　　イ　地震・台風等の天災による被害

　　ウ　入所者（利用者を含む。以下同じ。）の長時間の所在不明（概ね２４時間経過しても発見できない場合等）

　　エ　入所者間または職員の暴行等による入所者の死傷

　　オ　入所者の死亡（事故、誤嚥、その他の理由）

　　カ　入所者の負傷（事故、誤嚥、その他の理由）

　　キ　入所者の誤薬（医師の処方どおりではない薬の服用・投与が行われた場合）

　　ク　職員の法令違反・不祥事等

　　ケ　その他、上記アからシまでに準ずる重要な事項（判断に迷う場合は、市高齢福祉課へお問い合わせください。）

（２）提出書類

　　ア　事故報告書（様式１：※一部変更）

・事故発生後、直ちに提出してください。

　　イ　事故等改善結果報告書（様式２：※変更なし）

・問題点改善時又は事故後一箇月経過時のいずれか早い時点で提出してください。

　　※　報告様式については、県様式により報告いただいても結構です。

３　感染症等の報告について

　　感染症等が発生した時点で、市高齢福祉課へ連絡してください。

（１）報告を対象とする感染症の内容

ア　新型コロナウイルス以外の感染症で、次のいずれかに該当した場合

　　①　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間に２名以上発生した場合

　　②　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらを疑われる者が、ある時点において、１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

　　③　上記ア及びイに該当しない場合にあっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

イ　新型コロナウイルス感染症が発生した場合（１名以上発生した場合）

（２）提出書類

　　ア　感染症等発生報告書（様式３：※変更なし）

　　イ　感染症等終息報告書（様式４：※変更なし）

　　※　発生報告書及び終息報告書には、感染者名簿（様式５：※変更なし）添付をお願いします。

※　報告様式については、県様式により報告いただいても結構です。

４　提出先・連絡先

　　二本松市保健福祉部高齢福祉課介護保険係

（電 話） ０２４３－５５－５１１５　（ＦＡＸ）０２４３－２２－１５４７

　　　（Email） kaigohoken@city.nihonmatsu.lg.jp

　　　　※原則、電子メールでの提出をお願いします。

５　その他

　　・「高齢者福祉施設等における事故及び感染症等報告結果集計表」については、随時、市ウェブサイトで公表しておりますので、事故防止対策等にご活用ください。